

健康保険法等を改正する法律案が国会に ～オンライン資格確認に関する事項など

オンラインによる被保険者資格の確認に関する事項などが盛り込まれた「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。複数の法律を改正する法律案です。オンライン資格確認の導入に向け、医療機関、薬局のシステム整備に係る費用を補助するための基金を創設することや、「NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)、介護DB等の連結解析等」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等」、「診療報酬の審査支払機関の機能の強化」などが盛り込まれています。

2年後の導入を目指しているオンライン資格確認については、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)するなどの内容です。医療機関、薬局に対するシステム整備等の補助は、医療情報化支援基金を創設して行うもので、厚生労働省は同基金創設に関連し、2019年度予算案に300億円を計上しています。

医療情報化支援基金は、社会保険診療報酬支払基金に設けられます。国が交付要綱の作成などを行い、支払基金を通じて申請・交付される仕組みです。オンライン資格確認の導入に係る補助のほか、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入も基金交付の対象とされる予定です。電子カルテについては、国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能なシステム等を導入する医療機関への初期導入経費の補助が考えられています。

NDB、介護DBについては、各データベースの連結解析を可能にするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定を整備します。規定の整備は、DPCデータベースについても同様に行われます。審査支払機関の機能の強化に関しては、医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加するなどの見直しが行われます。このほか、被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けた上で、原則として国内に居住していることを追加するなどの見直しも盛り込まれています。

「訪問診療などに使う車両には“特別な駐車許可”が」 ～改めて周知

警察庁は、厚生労働省に対し、訪問診療などに使用する車両の駐車許可等に関する取り扱いを、医療・介護関係機関団体に周知するよう依頼しました。訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護などに使用する車両は、訪問先に駐車場がないため駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可が受けられるようになっています。また、一つの駐車許可で、一定期間、複数の場所に対応できるよう手続きの簡素化や柔軟化も図られていますが、こうした取り扱いは十分に周知されていないとの意見・要望を踏まえたものとしています。これら駐車許可に関する詳細の問い合わせは、管轄の警察本部または警察署です。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867